

介護保険サービス利用料

(1) 短時間型通所サービス費(宇治市条例に基づく)

①基本部分	区分	1回につき (週2回まで)	単位
短時間型 通所サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2	328	単位
			単位

②各種加算	1回につき	単位
送迎加算(片道45単位 往復90単位)	90	単位
科学的介護推進体制加算	7	単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	38	単位
地域区分(6級地)	10	円

(2) 利用料金算出表

サービス費	サービス内容	週1回の場合	単位
	短時間型通所サービス費	328	単位
	送迎加算	90	単位
	科学的介護推進体制加算	7	単位
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	38	単位
	小計	463	単位

利用者負担				
1割分(円)/回	2割分(円)/回	3割分(円)/回	地域区分	10割分
328	656	984	10	3,280
90	180	270	10	900
7	14	21	10	70
38	76	114	10	380
463	926	1,389	10	4,630

(3) 月額料金算出表

	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
1回	463	926	1,389
2回	926	1,852	2,778
3回	1,389	2,778	4,167
4回	1,852	3,704	5,556
5回	2,315	4,630	6,945
6回	2,778	5,556	8,334
7回	3,241	6,482	9,723
8回	3,704	7,408	11,112
9回	4,167	8,334	12,501
10回	4,630	9,260	13,890

(4) 償還払いの場合

法定受領サービスに該当しないサービスを受けた場合(利用者がまだ要支援認定等を受けていない場合)には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援認定等を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻し(償還払い)されます。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(5) 介護保険外サービス利用料

種 類	内 容	利用料
複写物の交付(コピー費用)	サービス提供記録等の複写(コピー)を希望される場合、複写費用を頂きます。	一枚につき10円
その他の日常生活費	利用者の希望により身の回り品として日常生活に必要なもので、利用者に負担していただくことが適当であるものを提供します。	適宜必要な費用

(6) キャンセル料

○キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用日の前日午後5時までに申し出があった場合	無料
利用日の前日午後5時までに申し出がなかった場合で、自己の都合によりサービスを休止する場合	400円(利用料の10%程度)

※当日、ご連絡の上、健康上の理由でサービスを休止する場合や台風や大雪等天候不順によりサービスを中止する場合は、キャンセル料は発生しません。